

仕 様 書

1. 件名

コピー用紙購入契約（単価契約）（四国運輸局本局等）

2. 納入物品及び予定数量

別紙のとおり。なお、調達予定数量については、契約期間中における発注の見込み数であり、当該数量分の発注を保証するものではない。

3. 納入場所

別紙のとおり

4. 仕様

- (1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」別記2. 紙類において定められている算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。また、当該評価値が80以上であることを証明する文書を製紙会社等からの品質証明書等の写しを添付の上、事前に提出すること。
- (2) バージンパルプ（合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたものを除く。）が使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
- (3) 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの指標値又は加算値、及び評価値）が記載されている物であること。ただし製品にその内訳が記載されていない場合は、ウェブサイト等で容易に確認でき、参照先が明確であること。
- (4) 外観・形状
折れ、しわ、傷、異物混入のない用紙であること。機械へのセット時、印刷時及び印刷後において、カール、しわ、波打ち折れ当が発生しないこと。また、用紙の切り口にはバリがないこと。
- (5) 包装
防湿包装の上、段ボールによる箱詰めすること。なお、A4及びB4については、500枚単位で包装の上、2,500枚を箱詰めとすることとし、A3については、500枚単位で包装の上、1,500枚を箱詰めとすること。
- (6) その他
複写機等の故障を誘発しないものであること。

5. 発注等

- (1) 発注回数

発注は、毎月1回とする。なお、緊急の場合はこの限りではない。

(2) 発注方法

発注は、四国運輸局総務部会計課調度係（発注担当者）において各官署分をとりまとめ、メール等の方法により行う。

6. 納入について

- (1) 受注者は、発注の連絡を受けた後に納品日を発注担当者に事前連絡した上で、発注から14日以内に所定の納品場所に納入すること。
- (2) 納入に要する経費（送料及びその他の費用）については、全て受注者の負担とする。
- (3) 納入する際は、納入先ごとに納品書を作成し、担当者に提出すること。
- (4) 納入にあたっては、指示する場所へ運び入れることとし、検査合格後、引渡し完了とする。なお、検査の結果、全部または一部に不合格を生じた場合には、受注者は直ちに当該物品を引取り、その代替品を指定した日時までに納入するものとする。なお、交換に要した費用は受注者が負担するものとする。

7. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 請求及び支払い

- (1) 代金の請求は、検査合格後に書面にて行うものとする。
- (2) 適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定銀行口座に振り込みを行うことにより支払うものとする。なお、発注者の責に帰する事由により、支払が遅延した場合は、約定期間満了日の翌日から起算して支払日までの日数に応じて未払金額に年2.5%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。
- (3) 消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

9. その他

- (1) 本仕様書の各項目に不明な点がある場合は、担当職員と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。また、この仕様に定めのない事項については、別途協議すること。
- (2) 本仕様に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報は、契約期間はもとより契約終了後においても第三者に開示又は漏洩してはならない。また、そのために必要な措置を講じること。ただし、発注者に承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 契約日については、令和8年度予算の成立をもって契約することとする。ただし、令和8年4月1日以前に成立した場合は、令和8年4月1日を契約日とする。なお、予算案の変更又は成立の遅延があった場合は、契約の中止又は契約内容を変更する場合がある。

納品先	郵便番号	住所	電話番号 (庶務担当)	階数	EVの有無	予定数量(箱)		
						A4	A3	B4
四国運輸局本局	760-0019	香川県高松市サンポート3-33	087-802-6717	3階	有	460	20	5
徳島運輸支局(本庁舎)	770-0941	徳島県徳島市万代町3丁目5-2	088-622-7622	3階	有	30	0	0
徳島運輸支局(応神町庁舎)	771-1156	徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1	088-641-4811	1階・2階	無	360	0	0
香川運輸支局	761-8023	香川県高松市鬼無町字佐藤20-1	087-882-1357	1階・2階	無	550	0	0
愛媛運輸支局	791-1113	愛媛県松山市森松町1070	089-956-9957	1階・2階	有	560	10	0
今治海事事務所	794-0013	愛媛県今治市片原町1丁目3番地2	0898-33-9001	2階	有	50	0	0
宇和島海事事務所	798-0003	愛媛県宇和島市住吉町3丁目1-3	0895-22-0260	2階	有	20	0	0
高知運輸支局(本庁舎)	781-8010	高知県高知市棧橋通5丁目4-55	088-832-1175	2階	無	30	0	0
高知運輸支局(大津庁舎)	781-5103	高知県高知市大津乙1879-1	088-866-7311	1階・2階	無	280	0	0
合 計						2,340	30	5

種別ごとの1箱あたりの枚数は以下のとおりとする。

A4 : 500枚×5冊=2,500枚

A3 : 500枚×3冊=1,500枚

B4 : 500枚×5冊=2,500枚

また、この表の数量は予定数量であり、最低の発注数量を保証するものではない。